令和8年度 長崎県職員採用選考案内（教育事務）
【カムバック採用】

この試験は、過去に長崎県教育委員会の任命に係る職員として採用され、一定期間の勤務経験を有する方を対象として、再度職員として採用する選考試験です。

1 スケジュール

○申込期間 ： 令和8年11月2日（月） ～ 令和8年11月30日（月）

○ 試 験 日 ： 令和8年12月20日（日）

2 選考職種、採用予定数、受験資格

選考職種	採用予定数	受験資格	勤務先及び職務内容
教育事務	若干名	下記の条件をすべて満たす者 （1）昭和40 年4月2日以降に生まれた者 （2）長崎県教育委員会の任命に係る職員※1として5年以上の実務経験※2を有すること（休職・停職期間を除く） （3）令和9年4月1日現在で、長崎県教育委員会の任命に係る職員を退職後 10 年以内であること	教育委員会事務局、地方機関（県立図書館等）、県立高校（県立中含む）、県立特別支援学校及び市町立小中学校における、企画、庶務、経理等の事務に従事します。

※1 「教育事務」、「学校事務」に限る。

※2 ただし、次に掲げる実務経験期間は除く

・地方公務員法第 3 条第 3 項の規定による特別職の職員

・地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定による会計年度任用職員

・地方公務員法第 22 条の 3 の規定による臨時的任用職員

・地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定による任期付職員および臨時的任用職員

・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条の規定による任期付職員

ただし、次のいずれかに該当する者は、上記の条件を満たしていても受験できません。

①日本国籍を有しない者

②地方公務員法第16条の規定に該当する者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・長崎県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③長崎県教育委員会において、勧奨を受けて退職した者

【採用条件】

当該職種の業務に従事するに当たり、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実の該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職種の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、申込受付時に予め特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「こども性暴力防止法関係」欄をご覧ください。

https://www.pref.nagasaki.jp/doc/page-770672.html

3 受験手続

受付期間		令和8年11月2日（月） ～ 令和8年11月30日（月）
申込方法及び受験手続	申込方法	【持参、郵送又は電子メールにより申し込んで下さい。】 長崎県 HP から「職員選考申込書（様式第1号）」をダウンロードし、必要事項を入力の上、提出してください。 〇持参又は郵送の場合 **申込先 〒850-8570 長崎市尾上町3-1** **長崎県 教育庁 教育政策課 人材戦略班 （095-894-3313）** 〇電子メールの場合 職員選考申込書（様式第1号）を添付し、下記メールアドレス宛て送付してください。 メールの件名は「長崎県教育事務職員カムバック採用申込 （氏名）としてください。」 メールアドレス ：jinzai@pref.nagasaki.lg.jp

		職員選考申込書（様式第１号）は、下記 HP 又は QR コードからダウンロードしてください。 ≪教育事務採用試験情報 ホームページ≫ （https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/shokuinsaiyo/kenshokuinsaiyo/kyouikujimu/shiken_kyouikujimu/）
	提出書類	◆職員選考申込書（様式第１号） １通 ・写真を添付すること（上半身、脱帽、正面向で半年以内に撮影した写真）

4 試験日程、場所等

試 験 日	令和8年12月20日（日）
場　　所	長崎県庁行政棟（長崎市尾上町3－1）
選考方法	面接試験及び県職員として在職していた期間における人事評価の結果により選考を行います。

5 採用・職階

最終合格者は、原則として令和9年4月１日に採用する予定ですが、それ以前に採用される場合もあります。

受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申込記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

職階は、退職時と同一又は下位の職階で採用されます。

6 給与

給料月額は、退職時の職務の級及び号給を基礎に、退職後の経歴等を考慮して決定します。

また、上記のほか住居手当、通勤手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7 その他

〇受験申込後に、本選考を受験しないこととした場合は、その旨ご連絡ください。

〇申込書に記載された個人情報は、本選考以外の目的には使用いたしません。

【お問い合わせ先】
長崎県教育庁教育政策課
TEL095−894−3313